

市区町村別集計項目(推進体制等)

兵庫県	
市区町村数	41

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
					22	28	13				41					
28	100	神戸市	地域協働局男女共同参画課	1	1	1	1	神戸市男女共同参画の推進に関する条例	2003年3月27日	2003年4月1日		神戸市男女共同参画計画(第5次)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	201	姫路市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	姫路市男女共同参画推進条例	2016年2月22日	2016年4月1日		姫路市男女共同参画プラン2027	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
28	202	尼崎市	ダイバーシティ推進課	1	2	1	1	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	2005年12月27日	2005年12月27日		第4次尼崎市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	203	明石市	明石市 男女共同参画課	1	1	0	0	あかしジェンダー平等の推進に関する条例	2022年12月23日	2023年4月1日		あかし男女共同参画プラン	2011年4月1日 ~ 2023年9月30日	1	1	
28	204	西宮市	男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	西宮市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
28	205	洲本市	市民生活部 市民課 人権推進室	1	2	1	1				0	(第4次洲本市男女共同参画プラン)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0	
28	206	芦屋市	人権・男女共生課	1	2	1	1	芦屋市男女共同参画推進条例	2009年3月27日	2009年4月1日		第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィズ・プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
28	207	伊丹市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	第3期伊丹市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	208	相生市	地域振興課	1	2	1	1				0	第3次相生市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	1	
28	209	豊岡市	ジェンダーギャップ対策室	1	2	0	1				3	第4次豊岡市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	210	加古川市	市民活動推進課	1	1	1	1				0	第5次加古川市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	212	赤穂市	市民対話課	1	2	0	1	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第2次赤穂市男女共同参画プラン(一部見直し)	2017年3月 ~ 2024年3月	1	1	
28	213	西脇市	茜が丘複合施設	1	1	1	1				0	第3次西脇市男女共同参画基本プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	214	宝塚市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	宝塚市男女共同参画推進条例	2002年6月27日	2002年7月1日		第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	215	三木市	人権推進課	1	1	0	1				3	三木市男女共同参画プラン(第3次)	2018年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
28	216	高砂市	人権推進課	1	2	1	1				0	第3次たかさご男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
28	217	川西市	人権推進多文化共生課	1	2	1	1	川西市男女共同参画推進条例	2015年6月30日	2015年7月1日		第3次川西市男女共同参画プラン【改定版】	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
28	218	小野市	市民安全部ヒューマンライフグループ	1	2	1	1	小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例	2002年9月26日	2002年10月1日		はーと・シッププラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
28	219	三田市	人権共生推進課	1	2	0	1				0	第6次三田市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
28	220	加西市	まちづくり課	1	2	0	0	誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例	2022年3月24日	2022年4月1日		第3次加西市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
28	221	丹波篠山市	人権推進課	1	2	0	0				3	第3次丹波篠山市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
28	222	養父市	市民生活部人権・協働課	1	2	1	0				0	第4次養父市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
28	223	丹波市	人権啓発センター	1	1	1	1	丹波市男女共同参画推進条例	2019年3月7日	2019年4月1日		第4次丹波市男女共同参画計画「丹(まごころ)の里ハーモニープラン」	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
28	224	南あわじ市	総務企画部ふるさと創生課	1	2	0	0				0	第3次南あわじ市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
28	225	朝来市	人権推進課	1	1	1	1				0	第4次朝来市男女共同参画プラン~ウィズ(with)プラン~	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
28	226	淡路市	市民人権課	1	2	1	1				0	第3次淡路市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
28	227	宍粟市	市民生活部人権推進課	1	2	1	1	宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例	2021年3月12日	2021年4月1日		第2次宍粟市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
28	228	加東市	人権協働課	1	2	1	1				0	第3次加東市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
28	229	たつの市	市民生活部 人権推進課	1	2	1	0				0	第2次たつの市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	0	1	
28	301	猪名川町	生活部福祉課人権推進室	1	2	0	1				3	第4次猪名川町男女共同参画行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	0	1	
28	365	多可町	生涯学習課	1	2	1	1	多可町男女共同参画社会づくり条例	2010年4月1日	2010年4月1日		第2次多可町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
28	381	稲美町	稲美町教育委員会 教育政策部 人権教育課	2	2	0	1				0	第3次稲美町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
28	382	播磨町	住民協働部 協働推進課 住民協働係	1	2	0	0				2	播磨町男女共同参画プラン(第3期)	2023年4月 ~ 2032年4月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
28	442	市川町	企画政策課	1	2	0	0				0	第2期市川町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
28	443	福崎町	社会教育課	2	2	0	0				0	福崎町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
28	446	神河町	総務課	1	1	0	0				0	第2次神河町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
28	464	太子町	企画政策課	1	2	0	1				0	第4次太子町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
28	481	上郡町	生涯学習課	2	2	0	0				0	上郡町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
28	501	佐用町	佐用町教育委員会事務局 生涯学習課	2	2	0	0				2	第2次 佐用町男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
28	585	香美町	人権推進室	1	2	0	0				0	第3次香美町男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
28	586	新温泉町	新温泉町人権推進室	2	2	0	1				0	第4次新温泉町男女共同参画社会プラン	2022年4月 ~ 2026年3月	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			22									2	20	14	7	1	15	5	2
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	あすてっぶKOBE	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通3丁目4番3号	078-361-6978	078-361-6477	https://astep.city.kobe.lg.jp/		○	○					○		
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	あいめっせ	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階	079-287-0803	079-287-0805	https://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/		○	○					○		
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	尼崎市女性センタートレピエ	661-0033	尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	06-6436-6331	06-6436-5757	http://www.amagasaki-trepied.com	○			○					○	
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター		673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1アスパア明石北館7階	078-918-5611	078-918-5618	http://withakashi.jp/		○		○						○
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	ウェーブ	663-8204	兵庫県西宮市高松町4番8号プレラにしのみや4階	0798-64-9495	0798-64-9496	https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokiyodosankaku/index.html		○	○						○	
28	205	洲本市																	
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	ウィザスあしや	659-0064	芦屋市精道町8番20号	0797-38-2023	0797-38-2175	https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/centerwithus.html		○	○						○	
28	207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	ここいろ	664-0895	伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ5階	072-781-5516	072-781-5530	https://itami-kokoiro.jp/	○			○						○
28	208	相生市	相生市男女共同参画センター	相生市男女共同参画センター	678-0031	兵庫県相生市旭一丁目2番10号	0791-23-7130	0791-23-7137	https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/aioishidanjokiyoudousankakusenta.html		○	○						○	
28	209	豊岡市																	
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター		675-0065	加古川市加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階	079-424-7172	079-454-4190	https://www.city.kakogawa.lg.jp		○	○						○	
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター		678-0233	赤穂市加里屋中洲3丁目55	0791-43-7800	0791-43-6810	http://www.city.ako.lg.jp/shimin/jinken/jyoseikouryucenter.html		○	○						○	
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター		677-0057	兵庫県西脇市野村町茜が丘16番地の1	0795-25-2800	0795-25-2220	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/miraie/		○	○						○	
28	214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	エル	665-0845	宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 4階	0797-86-4006	0797-83-2424	https://www.takarazuka-ell.jp/		○		○						○
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	こらぼ一よ	673-0433	三木市福井1933-12	0794-89-2331	0794-89-2331	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/18/		○	○						○	
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター		676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9133	079-442-2229	https://www.city.takasago.lg.jp/		○	○						○	
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	パレットかわにし	666-0015	兵庫県川西市小花1丁目8番-1	072-759-1856	072-759-1891	http://www.gesca-kawanishi.jp		○		○						○
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター		675-1366	兵庫県小野市中島町72小野市うるおい交流館エクラ内	0794-62-6765	0794-62-2400	https://www.ksks-arche.jp/danjo/		○		○						○
28	219	三田市	人権・男女共同参画プラザ		669-1528	三田市駅前町2番1号キッピーモール6階	079-559-5155	079-563-8001	http://www.city.sanda.lg.jp		○	○							○

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)													
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター		675-2312	加西市北条町北条28番地1	0790-42-0105	0790-42-0133	<a href="https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/furuso0000/1437.html">https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/furuso0000/1437.html</a>	○	○			○		
28	221	丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	フィフティ	669-2321	兵庫県丹波篠山市黒岡191 丹波篠山市民センター内	079-552-1511	079-552-1061	<a href="https://www.city.tambasayasama.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkensuishinka/index.html">https://www.city.tambasayasama.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkensuishinka/index.html</a>	○	○			○		
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター		667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-7601	079-662-7491	<a href="https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/shiminseikatsu/jinken/index.html">https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/shiminseikatsu/jinken/index.html</a>	○			○	○		
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター		669-3467	丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2階(市民プラザ内)	0795-82-8684	0795-82-8692	<a href="https://www.tamba-plaza.jp/danjyo-c/">https://www.tamba-plaza.jp/danjyo-c/</a>		○		○	○		
28	224	南あわじ市														
28	225	朝来市														
28	226	淡路市														
28	227	宍粟市	宍粟市男女共同参画センター		671-2576	宍粟市山崎町鹿沢65-3	0790-63-0840	0790-63-0841	<a href="https://www.city.shiso.lg.jp/">https://www.city.shiso.lg.jp/</a>	○	○			○		
28	228	加東市														
28	229	たつの市														
28	301	猪名川町														
28	365	多可町														
28	381	稲美町														
28	382	播磨町														
28	442	市川町														
28	443	福崎町														
28	446	神河町														
28	464	太子町														
28	481	上郡町														
28	501	佐用町														
28	585	香美町														
28	586	新温泉町														

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			22					22	21	21	21	3	14	6	0	3	
28	100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	1992年3月10日	6	6	93,187	○	○	○	○	○	○	○			コワーキングの運営等
28	201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	2001年9月1日	6	5	9,872	○	○	○	○		○				
28	202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	1993年11月2日	3	7	10,968	○	○	○	○		○				講座受講者等の託児サービス事業
28	203	明石市	あかし男女共同参画センター	2002年4月18日	5	3	790	○	○	○	○						
28	204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	2000年10月1日	5	4	40,817	○	○	○	○		○				学習室の貸出
28	205	洲本市			0	0	0										
28	206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	1994年8月1日	8	2	3,989	○	○	○	○	○	○	○			
28	207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	2020年4月1日	5	5	15,927	○	○	○	○		○				
28	208	相生市	相生市男女共同参画センター	2003年6月1日	4	0	707	○	○	○	○		○				
28	209	豊岡市			0	0	0										
28	210	加古川市	加古川市男女共同参画センター	2002年4月1日	4	3	2,552	○	○	○	○		○			○	男女共同参画専門員(女性活躍推進担当)による企業訪問
28	212	赤穂市	赤穂市女性交流センター	1998年10月30日	0	1	295	○		○	○		○				
28	213	西脇市	西脇市男女共同参画センター	2015年10月18日	2	1	2,347	○	○	○	○		○	○			
28	214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	1989年10月1日	6	4	20,668	○	○	○	○		○				すべての講座、相談等で一時保育を実施
28	215	三木市	三木市男女共同参画センター	2002年9月2日	3	2	5,544	○	○	○	○					○	
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター	2001年4月1日	3	3	1,211	○	○	○	○						
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	2002年6月9日	5	6	15,743	○	○	○	○		○	○			併設の市民活動センター事業の実施
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター	2005年3月20日	5	0	8,700	○	○	○	○						
28	219	三田市	人権・男女共同参画プラザ	2005年9月15日	0	8	5,374	○	○	○	○		○	○			
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター	2003年4月1日	0	0	0	○	○		○						
28	221	丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	2022年10月1日	3	2	10,119	○	○	○	○			○		○	
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター	2007年4月1日	2	0	1,967	○	○	○							市委嘱の男女共同参画推進員と協働し、事業について検討し実施 女性サポート事業
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター	2019年10月22日	2	2	4,662	○	○	○	○	○	○				
28	224	南あわじ市			0	0	0										
28	225	朝来市			0	0	0										
28	226	淡路市			0	0	0										
28	227	宍粟市	宍粟市男女共同参画センター	2021年4月1日	1	1	1,954	○	○	○	○						
28	228	加東市			0	0	0										
28	229	たつの市			0	0	0										
28	301	猪名川町			0	0	0										
28	365	多可町			0	0	0										
28	381	稲美町			0	0	0										
28	382	播磨町			0	0	0										
28	442	市川町			0	0	0										
28	443	福崎町			0	0	0										
28	446	神河町			0	0	0										
28	464	太子町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2023年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
28	481	上郡町			0	0	0											
28	501	佐用町			0	0	0											
28	585	香美町			0	0	0											
28	586	新温泉町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副市区長数	うち		副市区長数	うち	副市区長数	自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)					女性副町村長数	女性比率(%)
				2		29	2	6.9	41	1	2.4	12	0	0.0	12	0	0.0	10,239	596	5.8
28	100	神戸市				1	0	0.0	2	0	0.0							2630		0.0
28	201	姫路市				1	0	0.0	3	0	0.0							926	39	4.2
28	202	尼崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							573	114	19.9
28	203	明石市				1	1	100.0	2	1	50.0							465	109	23.4
28	204	西宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							458	90	19.7
28	205	洲本市				1	0	0.0	1	0	0.0							162	8	4.9
28	206	芦屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							82	13	15.9
28	207	伊丹市				1	0	0.0	1	0	0.0							194	38	19.6
28	208	相生市				1	0	0.0	1	0	0.0							127	8	6.3
28	209	豊岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							359	0	0.0
28	210	加古川市				1	0	0.0	2	0	0.0							313	21	6.7
28	212	赤穂市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	3	3.1
28	213	西脇市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	1	1.2
28	214	宝塚市	1994年10月21日	男女共同参画社会実現に向けての声明	1	1	100.0	1	0	0.0								268	59	22.0
28	215	三木市				1	0	0.0	2	0	0.0							199	7	3.5
28	216	高砂市				1	0	0.0	1	0	0.0							130	5	3.8
28	217	川西市				1	0	0.0	1	0	0.0							131	22	16.8
28	218	小野市				1	0	0.0	2	0	0.0							89	2	2.2
28	219	三田市				1	0	0.0	2	0	0.0							178	13	7.3
28	220	加西市	2007年11月11日	加西市男女共同参画都市宣言	1	1	0.0	1	0	0.0								141	0	0.0
28	221	丹波篠山市				1	0	0.0	1	0	0.0							262	8	3.1
28	222	養父市				1	0	0.0	1	0	0.0							151	4	2.6
28	223	丹波市				1	0	0.0	1	0	0.0							299	1	0.3
28	224	南あわじ市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	6	3.0
28	225	朝来市				1	0	0.0	1	0	0.0							139	1	0.7
28	226	淡路市				1	0	0.0	2	0	0.0							231	7	3.0
28	227	宍粟市				1	0	0.0	1	0	0.0							156	0	0.0
28	228	加東市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	1	1.0
28	229	たつの市				1	0	0.0	1	0	0.0							215	3	1.4
28	301	猪名川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	2	4.1
28	365	多可町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
28	381	稲美町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	1	1.5
28	382	播磨町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	2	4.4
28	442	市川町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
28	443	福崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
28	446	神河町								1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0		
28	464	太子町								1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5		
28	481	上郡町								1	0	0.0	1	0	0.0	122	5	4.1		
28	501	佐用町								1	0	0.0	1	0	0.0	131	0	0.0		
28	585	香美町								1	0	0.0	1	0	0.0	119	0	0.0		
28	586	新温泉町								1	0	0.0	1	0	0.0	120	2	1.7		

- <選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他





都道府県	市区町村	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
			問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他									
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数
28	225	朝来市	30%以上	2028年3月	37	32	628	187	29.8	地方自治法第202条の3に基づく法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定める審議会等	37	32	628	187	29.8	5	1	28	2	7.1	27	0	0.0	28	0	0.0	1		1		1	
28	226	淡路市	40.0	2028年3月	25	22	281	83	29.5	全て	25	22	281	83	29.5	5	3	53	5	9.4	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
28	227	宍粟市	40.0	2030年3月	53	51	722	247	34.2	条例等に基づいて設置された審議会、審査会及び委員会等	33	32	490	150	30.6	6	5	51	7	13.7	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2020年3月31日	2	2023年3月31日	1	
28	228	加東市	30.0	2024年3月	69	59	917	244	26.6	1 法律または政令により設置されている審議会等、2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、4 要綱等により設置されている懇談会、会議等	22	19	303	88	29.0	6	3	32	5	15.6	36	5	13.9	37	5	13.5	1		1		1	
28	229	たつの市	30.0	2025年3月	50	39	752	181	24.1	第2次たつの市総合計画において施策・評価を行っている審議会等	24	23	318	73	23.0	5	3	32	4	12.5	36	4	11.1	37	4	10.8	2	2023年5月1日	2	2023年5月1日	2	2023年5月1日
28	301	猪名川町	40.0	2027年3月	14	14	159	60	37.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	13	13	147	54	36.7	5	4	27	5	18.5	0	0	0.0	19	1	5.3	2	2023年3月31日	1		1	
28	365	多可町	30.0	2028年3月	27	21	334	77	23.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	27	21	334	77	23.1	6	4	47	6	12.8	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
28	381	稲美町	40.0	2032年3月	15	12	181	45	24.9		14	12	155	45	29.0	6	4	31	6	19.4	26	0	0.0	27	0	0.0	1		1		1	
28	382	播磨町	40.0	2032年3月	0	0	0	0	0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	12	12	155	47	30.3	6	5	26	7	26.9	39	1	2.6	40	1	2.5	1		1		1	
28	442	市川町	20.0	2025年4月	16	12	230	46	20.0	法律、政令、条例により設置されている審議会等	16	12	211	45	21.3	5	2	26	3	11.5	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
28	443	福崎町	37.0	2026年3月	47	36	545	142	26.1	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)法令、条例で設置されている地方自治法に基づく審議会等(地方自治法第202条の3)条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	20	15	256	47	18.4	5	3	31	6	19.4	20	0	0.0	21	0	0.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1	
28	446	神河町	40.0	2031年3月	17	12	195	45	23.1	広域の審議会を除く審議会	17	12	195	45	23.1	5	2	27	4	14.8	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
28	464	太子町	30.0	2024年3月	14	11	143	36	25.2	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等	9	8	110	32	29.1	5	3	33	4	12.1	0	0	0.0	19	3	15.8	1		1		1	
28	481	上郡町	30%以上 60%以下	2028年3月	19	12	178	24	13.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	19	12	178	24	13.5	6	3	26	5	19.2	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
28	501	佐用町									19	18	260	68	26.2	6	3	41	4	9.8	26	7	26.9	27	7	25.9	1		1		1	
28	585	香美町	30.0	2027年3月	15	12	219	48	21.9	法令又は政令により設置されている審議会等及び条例により設置されている委員会等	15	12	219	48	21.9	5	3	37	4	10.8	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
28	586	新温泉町	30.0	2023年3月	66	52	772	168	21.8	地方自治法に基づく審議会等	13	12	162	58	35.8	5	2	31	3	9.7	15	3	20.0	16	3	18.8	2	2022年12月1日	2	2022年12月1日	1	



調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5								
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他							
						管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				部長相当職	うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)																		課長相当職	うち女性数			女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)
28	100	神戸市	5,559	1,142	20.5	3,845	597	15.5	832	89	10.7	595	55	9.2	712	108	15.2	510	66	12.9	4,015	945	23.5	2,740	476	17.4	1,801	575	31.9	1,281	363	28.3	8,162	2,385	29.2	5,259	1,336	25.4	1		353	43	12.2	116	7	6.0	1	
28	201	姫路市	297	37	12.5	239	30	12.6	101	9	8.9	86	7	8.1	0	0	0.0	0	0	0.0	196	28	14.3	153	23	15.0	205	30	14.6	146	26	17.8	616	156	25.3	396	105	26.5	1		22	2	9.1	7	0	0.0	1	
28	202	尼崎市	278	37	13.3	196	28	14.3	16	0	0.0	12	0	0.0	62	6	9.7	43	5	11.6	200	31	15.5	141	23	16.3	27	8	29.6	18	7	38.9	696	186	26.7	497	153	30.8	1		30	6	20.0	18	2	11.1	1	
28	203	明石市	329	76	23.1	222	29	13.1	30	6	20.0	27	5	18.5	62	8	12.9	52	7	13.5	237	62	26.2	143	17	11.9	0	0	0.0	0	0	0.0	388	94	24.2	242	43	17.8	1		10	2	20.0	5	1	20.0	1	
28	204	西宮市	370	51	13.8	247	29	11.7	115	11	9.6	88	4	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	255	40	15.7	179	25	14.0	0	0	0.0	0	0	0.0	802	208	25.9	500	87	17.4	1		24	3	12.5	5	0	0.0	1	
28	205	洲本市	48	6	12.5	43	5	11.6	14	2	14.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	34	4	11.8	29	3	10.3	32	8	25.0	30	8	26.7	106	40	37.7	87	21	24.1	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
28	206	芦屋市	152	54	35.5	70	23	32.9	39	5	12.8	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	113	49	43.4	57	21	36.8	7	3	42.9	1	0	0.0	223	76	34.1	127	28	22.0	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
28	207	伊丹市	308	82	26.6	119	38	31.9	37	7	18.9	17	4	23.5	86	17	19.8	25	4	16.0	185	58	31.4	77	30	39.0	27	14	51.9	0	0	0.0	506	181	35.8	185	84	45.4	1		11	1	9.1	4	0	0.0	1	
28	208	相生市	44	6	13.6	26	5	13.9	14	2	14.3	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	30	4	13.3	24	3	12.5	22	12	54.5	14	8	57.1	37	16	43.2	25	8	32.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
28	209	豊岡市	145	25	17.2	119	16	13.4	21	2	9.5	20	2	10.0	8	1	12.5	4	1	25.0	116	22	19.0	95	13	13.7	139	37	26.6	110	28	25.5	174	57	32.8	126	48	38.1	1		7	0	0.0	3	0	0.0	1	
28	210	加古川市	136	10	7.4	118	9	7.6	19	3	15.8	18	3	16.7	31	0	0.0	27	0	0.0	86	7	8.1	73	6	8.2	176	42	23.9	125	23	18.4	313	80	25.6	223	55	24.7	1		11	0	0.0	4	0	0.0	1	
28	212	赤穂市	149	46	30.9	49	4	8.2	22	2	9.1	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	127	44	34.6	36	3	8.3	56	5	8.9	25	4	16.0	51	9	17.6	30	7	23.3	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
28	213	西脇市	107	30	28.0	58	12	20.7	20	3	15.0	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	87	27	31.0	46	10	21.7	47	28	59.6	28	14	50.0	65	24	36.9	47	12	25.5	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
28	214	宝塚市	167	26	15.6	121	15	12.4	21	2	9.5	14	1	7.1	35	7	20.0	28	6	21.4	111	17	15.3	79	8	10.1	25	17	68.0	0	0	0.0	385	108	28.1	227	43	18.9	1		11	2	18.2	3	0	0.0	1	
28	215	三木市	98	22	22.4	66	15	22.7	11	1	9.1	8	1	12.5	4	0	0.0	4	0	0.0	83	21	25.3	54	14	25.9	21	11	52.4	15	11	73.3	133	48	36.1	86	34	39.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
28	216	高砂市	178	46	25.8	104	20	19.2	20	1	5.0	12	0	0.0	49	13	26.5	26	6	23.1	109	32	29.4	66	14	21.2	17	9	52.9	0	0	0.0	182	78	42.9	64	10	15.6	1		6	0	0.0	3	0	0.0	1	
28	217	川西市	148	21	14.2	114	18	15.8	17	1	5.9	14	1	7.1	39	5	12.8	31	4	12.9	92	15	16.3	69	13	18.8	101	32	31.7	51	18	35.3	175	52	29.7	116	35	30.2	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
28	218	小野市	76	8	10.5	48	7	14.6	10	0	0.0	7	0	0.0	11	1	9.1	9	1	11.1	55	7	12.7	32	6	18.8	35	7	20.0	22	7	31.8	62	13	21.0	43	12	27.9	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
28	219	三田市	277	66	23.8	126	15	11.9	34	2	5.9	14	0	0.0	23	5	21.7	16	4	25.0	220	59	26.8	96	11	11.5	0	0	0.0	0	0	0.0	263	66	25.1	132	27	20.5	1		10	2	20.0	4	0	0.0	1	
28	220	加西市	119	39	32.8	71	14	19.7	31	5	16.1	12	1	8.3	8	0	0.0	8	0	0.0	80	34	42.5	51	13	25.5	37	15	40.5	36	15	41.7	94	38	40.4	57	16	28.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
28	221	丹波篠山市	64	19	29.7	58	10	17.2	19	3	15.8	15	2	13.3	7	1	14.3	3	1	33.3	58	15	25.9	40	7	17.5	41	4	9.8	28	4	14.3	123	47	38.2	77	27	35.1	1		7	2	28.6	2	1	50.0	1	
28	222	養父市	64	15	23.4	63	15	23.8	10	0	0.0	10	0	0.0	7	2	28.6	7	2	28.6	47	13	27.7	46	13	28.3	71	20	28.2	16	7	43.8	16	7	43.8	17	7	43.8	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1	
28	223	丹波市	68	6	8.8	62	6	9.7	16	0	0.0	14	0	0.0	7	0	0.0	5	0	0.0	45	6	13.3	43	6	14.0	31	4	12.9	27	4	14.8	102	12	11.8	88	12	13.6	1		10	0	0.0	2	0	0.0	1	
28	224	南あわじ市	70	22	31.4	53	14	26.4	11	0	0.0	9	0	0.0	5	1	20.0	4	0	0.0	54	21	38.9	40	14	35.0	17	7	41.2	13	6	46.2	90	32	35.6	65	24	36.9	1		12	3	25.0	2	0	0.0	1	
28	225	朝来市	93	25	26.9	77	16	20.8	13	1	7.7	12	1	8.3	8	3	37.5	8	3	37.5	72	21	29.2	57	12	21.1	51	20	39.2	37	11	29.7	22	5	22.7	22	5	22.7	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
28	226	淡路市	79	21	26.6	61	9	14.8	22	4	18.2	19	3	15.8	21	4	19.0	16	3	18.8	36	13	36.1	26	3	11.5	132	51	38.6	101	23	22.8	33	14	42.4	31	13	41.9	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1	
28	227	兵庫県	102	30	29.4	66	14	21.2	31	5	16.1	14	2	14.3	33	9	27.3	29	5	17.2	38	16	42.1	23	7	30.4	54	8	14.8	48	5	10.4	101	47	46.5	68	20	29.4	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
28	228	加東市	64	21	32.8	51	13	25.5	19	3	15.8	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	45	18	40.0	35	11	31.4	55	37	67.3</																			

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
										29	1の合計	40	0	36	2					38	38	38	38	40	34		
										8	2の合計	0	28	4	37					1	0	1	1	1	1		
										2	3の合計	0	8		1					0	0	0	0	0	0		
										3	4の合計	1	4							2	3	2	2	0	4		
28	100	神戸市							神戸市議会	神戸市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1)単に氏名が記載された文書等 (2)専ら組織内部で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3)議員の権利義務に係る文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4)法律等に基づかない文書等、その他所属長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかわる文書、議員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	1	4	2		2							2	4	2	2	1	4
28	201	姫路市							姫路市議会	姫路市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	1	4	2		2					1	1	1	1	1	1		
28	202	尼崎市							尼崎市議会	尼崎市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	1	2	1		2					1	1	1	1	1			
28	203	明石市							明石市議会	明石市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、本市に勤務する全職員(再任用職員、任期付職員及び臨時任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍(外国人にあっては住民基本台帳)上の氏名を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関して必要な事項を定める。	1	3	1		2						1	1	1	1	1	1	
28	204	西宮市							西宮市議会	西宮市職員旧姓使用等取扱要綱 第2条 職員は、次の各号に該当する場合を除き、任命権者の承認を得て、職務上旧姓等を使用することができる。 (1)法律、条例その他の国又は地方公共団体の規定に反する場合 (2)職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがある場合	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1		
28	205	洲本市							洲本市議会	洲本市職員旧姓使用取扱規程第1条 この規程は、市の一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏名を変更した後も引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1		
28	206	芦屋市							芦屋市議会	芦屋市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、次に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1		
28	207	伊丹市							伊丹市議会	伊丹市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用するときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。	1	3	1		2					1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
28	208	相生市	相生市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれのない文書等で業務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	相生市議会	1	3	1	相生市市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1
28	209	豊岡市		豊岡市議会	1	2	1	豊岡市議会会議規則 第2条第1項 省略 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1
28	210	加古川市	加古川市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、別表に掲げる文書等に使用する氏について、任命権者に旧姓使用の申出を行った場合は、旧姓を使用することができる。	加古川市議会	1	3	1	加古川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 2
28	212	赤穂市	赤穂市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、赤穂市に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	赤穂市	1	2	1	赤穂市議会会議規則 第2条 2 職員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1
28	213	西脇市		西脇市議会	1	3	1	西脇市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1
28	214	宝塚市	宝塚市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性と意欲が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整えるため、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって、戸籍(外国人にあっては住民基本台帳)上の氏を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関し、必要な事項を定める。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、次の各号に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。なお、氏を改めた時期は問わない。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4) 電算システム等の大幅な変更等、事務処理に多大な負担が必要となる場合 (5) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行の上で誤解や混乱を生じるおそれのある場合 2 前項の規定は、可能な限り旧姓を使用しようとする職員の意思に沿って解釈されなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用が認められた文書等については、原則として旧姓を使用しなければならない。 (旧姓使用の手続き) 第3条 職員は、旧姓を使用もしくは使用中止しようとするときは、履歴事項変更届にその旨を記載し、任命権者に提出するものとする。 2 職員は、特段の理由なく旧姓使用及び旧姓使用中止を繰り返してはならない。(人事異動等の場合の取扱い) 第4条 旧姓を使用している職員が、人事異動等により他の任命権者に属することとなった場合は、その属することとなった任命権者に前条第1項の届出書を提出しているものとみなし、引き続き旧姓を使用することができるものとする。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第5条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附則 (施行期日) 1 この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前に、運用上の取扱いとして旧姓を使用している職員は、引き続き旧姓を使用することができる。ただし、改めて履歴事項変更届を提出するものとする。	宝塚市議会	1	4	2		2						1 4 4 4 1 1
28	215	三木市	三木市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、三木市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職業生活上の支障を回避できるよう、引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	三木市議会	1	2	1	三木市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1 1 1 1 1 1
28	216	高砂市		高砂市議会	1	3	1	高砂市議会会議規則第2条第1項及び第83条第1項に規定する出席により出席できないとき等に関する申し合わせ事項 届出に係る期間は、出産予定日を含め前8週(多胎妊娠の場合は14週)及び出産日の翌日から後8週の期間内とする。	2						4 1 1 1 1 1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7												
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
28	217	川西市	1	川西市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用者の責務) 第2条 旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用者」という。)は、旧姓を使用するにあたって、常に市民や職員等に誤解や混乱等が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用者は、市民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については統一して旧姓を使用しなければならない。 (旧姓の使用) 第3条 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用されている文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性を容易に確認できる内容のもの (3) 職員の権利義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、妥当なもの 2 次の各号に掲げる文書等については、旧姓を使用することはできないものとする。 (1) 職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きい場合 (2) 公権力の行使に関わる場合 (3) その他職務遂行又は事務処理上、誤解や混乱を生じるおそれのある場合 (旧姓使用の申請及び承認) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書を所属長を経て、任命権者に提出し、承認を受けなければならない。 (承認の取消) 第5条 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、旧姓使用者の旧姓の使用が第2条及び第3条の規定に反すると認めるときは、旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用取消通知書により、その旨を所属長を経て旧姓使用者に通知するものとする。(旧姓使用中止の申請及び承認等) 第6条 旧姓使用者が旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止申請書を所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、前項の旧姓使用中止申請書の提出があったときは、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用の中止を承認することができる。 3 職員は、特段の理由なく旧姓使用申請と旧姓使用中止申請を繰り返してはならない。 (任命権者が異なることとなった場合の取扱い) 第7条 旧姓使用者が人事異動等により任命権者が異なることとなった場合には、新たな任命権者の承認を受けたものとみなし、引き続き旧姓を使用することができる。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第8条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (附則) 1 この要綱は、平成15年3月20日から施行する。 2 この要綱の施行日の前に、婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、平成15年4月19日までの間に、第4条に定める申請をすることができる。	川西市議会	1	2	1	川西市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ書面をもって議長にその旨を届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1	1		
28	218	小野市	2		小野市議会	1	2	1	小野市議会会議規則 第84条(欠席の届出) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
28	219	三田市	1	職員の旧姓使用に関する取扱い要綱 1 趣旨 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定める。 2 定義 この要綱において、「職員」とは、再任用職員及び臨時的任用職員を含む一般職の職員及び嘱託員をいう。ただし、市民病院の事務局職員以外の職員は除く。 3 旧姓使用の範囲 職員が旧姓を使用することができるものは、下記に掲げるすべてに該当するものであって、概ね別表1に掲げるものとする。また、旧姓を使用することができないものは、概ね別表2に掲げるものとする。なお、列挙しているもの以外の旧姓の使用については、人事課と協議のうえ、判断するものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 4 旧姓使用開始の手続き 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓等使用承認申請書を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 5 旧姓使用中止の手続き 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓等使用中止届を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。なお、旧姓使用中止届を提出した職員は、再度同一事実において旧姓使用の届出はできないものとする。ただし、新たに戸籍上の氏を改めた場合、その他特段の理由がある場合については、新たに旧姓使用の申請ができるものとする。	三田市議会	1	2	1	三田市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2条2項)	2							1	1	1	1	1	1





都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7													
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
28	226	淡路市	1	淡路市職員旧姓使用取扱要領第3条 この要領において、「旧姓使用」とは、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することをいう。	淡路市議会	1	2	1	淡路市議会会議規則(平成17年4月12日議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
28	227	宍粟市	1	宍粟市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、宍粟市職員(以下「職員」という)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、引き続き婚姻前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	宍粟市議会	1	2	1	宍粟市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届け出) 第2条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3	産前産後ではなく、療養等の正当な理由により議員活動を行うことができない場合及び刑事事件の被疑者若しくは							1	1	1	1	1	1
28	228	加東市	4		加東市議会	1	4	2		1							1	1	1	1	1	1	
28	229	たつの市	2		たつの市議会	1	2	1	たつの市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席する時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を出すことができる。	2								1	1	1	1	1	1
28	301	猪名川町	1	猪名川町職員の旧姓使用に関する取扱要綱(令和元年要綱第41号) 第1条 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関して必要な事項を定める。	猪名川町議会	1	2	1	猪名川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
28	365	多可町	1	多可町職員旧姓使用取扱要綱(平成17年訓令第16号) 第2条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができるものとする。	多可町議会	1	2	1	多可町議会会議規則 第2条2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1								1	1	1	1	1	
28	381	稲美町	3		稲美町議会	1	3	1	稲美町議会会議規則(欠席の届出) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
コ ー ド	コ ー ド	コ ー ド	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
28	481	上郡町	1	上郡町議会	1	2	1	2	上郡町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1
			<p>上郡町職員旧姓使用取扱規程</p> <p>(建 旨)</p> <p>第1条 この訓令は、上郡町に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き氏を変更する前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓の使用)</p> <p>第2条 旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるもののほか、所属長が適当と認める経易な文書等とする。</p> <p>(申 請)</p> <p>第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に改姓前後の氏を証する書類を添えて、所属長を経て町長に提出しなければならない。</p> <p>(承 認)</p> <p>第4条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合で、職務の遂行又は事務の処理において支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して、当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。</p> <p>(責 務)</p> <p>第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たっては、常に町民又は職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。</p> <p>2 旧姓使用者は、町民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。</p> <p>3 所属長は、職員の旧姓使用について、適切な運用に努めなければならない。</p> <p>(承認の取消し)</p> <p>第6条 町長は、職務遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、旧姓使用取消通知書(様式第3号)により、所属長を経て旧姓使用者に通知し、旧姓の使用を取り消すことができる。</p> <p>(使用の中止)</p> <p>第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を、所属長を経て町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届を町長が受理したときは、当該旧姓使用の承認はその効力を失う。</p> <p>(申請の制限)</p> <p>第8条 前条により、旧姓使用中止届を受理された職員は、再び同一の旧姓使用の申請をすることはできない。</p> <p>(他団体等への派遣職員の適用除外)</p> <p>第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。</p> <p>(補 則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成28年11月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この訓令の施行日前に戸籍上の氏を変更した職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第3条の申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>旧姓を使用することができる文章等</p> <p>基準</p> <p>使用することができるもの</p> <p>職務上単に氏名を使用するもの</p> <p>職員録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等</p> <p>専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの</p> <p>起家文書、收受文書、回覧文書、復命書、事務引継書、公用車使用許可申請書等</p> <p>職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの</p> <p>出勤簿、時間外勤務命令簿、休暇願、職務専念義務免除承認申請書等</p>												

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
28	501	佐用町	4		佐用町議会	1	3	1	佐用町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
28	585	香美町	2		香美町議会	1	2	1	香美町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
28	586	新温泉町	1		新温泉町議会	1	2	1	新温泉町議会会議規則 第1章 第2条(欠席の届出) 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4





都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組は、次のうちどれか。 2. 議員向け研修を行っていますか。 3. その他				1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
28	214	宝塚市	4	4	3					3		1		1	宝塚市地域防災計画関連図書(災害マニュアル) p159 1 食品、日用品その他救助救護物資の確保、調達及び受入並びに配布に関すること。 2 炊き出しの実施に関すること。 3 応急資材及び物資の調達に関すること。 4 女性の災害相談に関すること。 5 所管避難施設の運営に関すること。
28	215	三木市	4	4	2					1		1		2	
28	216	高砂市	4	2	3					3		1		1	地域防災計画 (4)多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進するとする。その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画、復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を推進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組は、次のとおりである。 2. 議員向け研修(ハラスメント防止に関する)を実施している。 3. その他	3 その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	(承認の通知) 第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、前条の規定による申請をした議員に通知するものとする。 (中止の届出) 第6条 第3条の承認を受けて旧姓を使用している議員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (報告) 第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受領したときは、その旨を議会運営委員会に報告するものとする。 (責務) 第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、議長が定める。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
28	216	高砂市												
28	217	川西市	4	4	3				3	3	2		2	
28	218	小野市	4	2	3				2	2	3	2	3	市議会では、女性議員がウイメンズチャレンジ等へ積極的に参画し、女性の声を意思決定の場に届け、女性の政治参加を進めている。
28	219	三田市	4	4	1	1		三田市議会議員の政治論理に関する条例 地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他他人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。(第4条第1項第5号)		3	3	4	1	三田市地域防災計画・三田市避難所運営マニュアル 三田市地域防災計画災害応急対策計画において、避難所においては、別に定める「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織や自治会といった住民組織が主体となった避難所運営委員会を組織し、次の4点の視点を持って、避難所運営にあたる、としている。 ① 行政との連携のもとに住民の自治による運営 ② 地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう在宅避難者にも配慮した拠点づくり ③ 要配慮者の支援や男女共同参画の実現など、一人ひとりの多様性に配慮した運営 ④ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の防止に配慮した運営 また、避難所運営委員会を組織するにあたっては、3割以上の女性委員の登用や、医療・保健・福祉などの専門職団体、ボランティア・NPO団体の参画を図る点について留意する。 避難所運営において特に配慮すべきこととして以下の対応を行う。 ① 男女別の物干し場、更衣室、トイレの設置 ② 授乳スペースの確保 ③ 女性担当者による女性用品の配布 ④ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアでの巡回警備や防犯ブザーの配布等の安全確保や相談場所の設置、照明を増設する、など安全に配慮するよう努めるものとする。 ⑤ 要配慮者用窓口の設置 ⑥ 要配慮者に配慮した対応(身体面、情報面で支援が必要な避難者に対し、スペースの配慮やマンパワーによる支援) ⑦ 家庭動物収容スペースの確保
28	220	加西市	4	4	2				2	2	2	4	2	
28	221	丹波篠山市	4	4	3				1	3	3	2	2	
28	222	養父市	4	2	2				2	2	2	4	2	
28	223	丹波市	4	4	3				1	3	3	4	2	
28	224	南あわじ市	4	4	3				2	3	3	4	2	
28	225	朝来市	4	4	3				3	3	3	4	2	
28	226	淡路市	4	4	2				2	2	2	2	2	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関連するハラスメント防止規定を設けている 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
28	227	茨城県 茨城市	4	4	1	1		3		3	4		2	
28	228	加東市	4	4	3			1	3	3	4	1	加東市地域防災計画 避難所運営への男女共同参画の視点の反映	
28	229	たつの市	4	4	1	1		1	3	3	4	1	地域防災計画(災害対策の基本方針) 男女共同参画の視点から、地域防災計画の修正や避難所運営等の応急対策、復旧、復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進し、障害者、高齢者等の参画についても促進する。	
28	301	猪名川町	4	4	3			3		3	4	2		
28	365	多可町	4	2	3			2	2	3	2	2		
28	381	福美町	4	4	3			3		3	4	2		
28	382	播磨町	4	2	2			3		3	4	2		
28	442	市川町	4	4	3			3		3	4	2		
28	443	福崎町	4	4	3			3		3	4	2		
28	446	神河町	4	4	2			2	2	2	4	2		
28	464	太子町	4	2	3			3		3	1	2	太子町議会議員の通称名の使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称(以下「通称」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏	
28	481	上郡町	4	4	3			3		3	2	2		
28	501	佐用町	4	4	3			3		2	4	2		
28	585	香美町	4	4	2			1	1	3	4	2		
28	586	新温泉町	4	4	2			1	3	1	2	2		